

令和2年度税制改正への取り組み結果

1. 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化

【税制改正大綱】

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

※本則化は成されなかったものの、引き続き検討課題となる

2. イノベーション推進に資する研究開発税制の継続・充実

【税制改正大綱】

イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業者会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

※総額型に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例についての恒久化と、オープンイノベーション型における控除税額の上限の更なる引き上げは成されなかったものの、ベンチャー企業へ出資した際の所得控除が新たに追加された

3. 自動車エネルギー課税の不公平是正

【税制改正大綱】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

※エネルギー課税に対する不公平是正は成されなかったものの、課税のあり方について中長期的な検討を行うとされた